

船舶事故調査報告書

平成27年5月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年8月14日 08時45分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港東方 直江津港沖防波堤北灯台から真方位116° 1.4海里付近 (概位 北緯37° 13.07' 東経138° 18.08')
事故調査の経過	平成26年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{あきほ} 暁穂丸、5トン未満 220-12282新潟、個人所有 3.68m (Lr) × 1.47m × 0.61m、FRP ガソリン機関、7.3kW、昭和61年5月 B プレジャーボート ^{りょうゆう} 漁友丸、0.3トン NG3-17894（漁船登録番号）、個人所有 3.68m (Lr) × 1.47m × 0.61m、FRP ガソリン機関、7.3kW、昭和61年4月 第220-12197号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年5月20日 免許証交付日 平成24年11月27日 (平成30年5月19日まで有効) B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年5月20日 免許証交付日 平成24年11月27日 (平成30年5月19日まで有効)
死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 船外機トップカバーが破損、右舷船尾ブルワークに擦過傷、船外機及び魚群探知機に濡損 B 左舷船首船底外板に剝離

事故の経過

A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Bが1人で乗り組んだB船及び1人乗り組みの他1隻（以下「C船」という。）と共に、直江津港東方にある船揚場（以下「本件船揚場」という。）を出発して釣りを行った。

A船、B船及びC船は、南風が強まり、釣りに不適な海象となったので、本件船揚場の北方沖において相談のうえ、釣りを中止して本件船揚場に向けて帰航中、船体動揺の少ない、本件船揚場の北方500m付近で一旦停止して釣果等の片付けを行っていた。

船長Aは、釣果等の片付け作業中、仲間のプレジャーボート（以下「出航船」という。）船長から餌を分けてほしい旨の連絡があったので、船長Bにも餌を分けるように提案して了承を得た後、C船、A船、B船の順に「本件船揚場の北方にある小型船1隻が通過できる程度の幅がある消波ブロックの切れ間」（以下「本件切れ間」という。）に向けて南進を始めた。

船長Aは、船尾に腰を掛け、船外機を操作して南進を始める前、残った餌の譲渡を依頼した出航船がトレーラーで本件船揚場に運搬されるのが見えたので、出航船と本件切れ間で行き会うことを避けて海上で餌を渡そうと思い、ふだん本件切れ間の手前で行っている安全確認も兼ねて停止しようとして、本件切れ間の北方200m付近で、船外機のスロットルを閉じた。

B船は、船長Bが船尾に腰掛けて船外機を操作し、A船と100m弱の距離をとって、約24km/hの速力で、A船のほぼ正船尾方を南進した。

船長Bは、船外機の船首方に据え付けた棚の下段に置いていた^{おもり}錘等の釣り道具を入れたプラスチック製の箱（以下「釣り道具箱」という。）が棚からずれ出て、蓋を被せていないのが見えたので、右手で船外機を操作しながら、左手で釣り道具箱に蓋を被せて位置を直そうと思い、約10秒間、視線を同箱に向けた。

B船は、船長Bが、釣り道具箱の収納を終えて視線を船首方に戻したところ、目の前にA船の船尾で操船している船長Aの背中が見えたので、平成26年8月14日08時45分ごろ、船外機のスロットルを閉じ、右舵一杯に操作したが、A船と衝突した。

C船船長は、後続のA船の様子を見ようとして船尾方を振り返ったところ、A船の船首が大きく浮上するのが見えたため引き返し、A船の舷縁に^{つか}掴まっている船長Aを発見した。

船長Bは、我に返ったとき、A船が転覆し、B船はA船の西側付近に位置していたので、船長Aを探したものの、見付けられなかった。

C船船長は、船長Aを救助しようとしたが、1人では引き揚げられずにいたところ、船長Aは、来援した出航船の船長及び同乗者により出航船に助け上げられた。

	<p>船長Aは、出航船で本件船揚場に戻り、出航船の船長が要請した救急車により病院に搬送され、溺水による肺炎、呼吸不全と診断されて入院し、約2週間後に退院した。</p> <p>A船は、B船にえい航されて、本件船揚場に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の状況、写真2 B船の状況 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波向 南、波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>本件船揚場を入航するプレジャーボート等は、通常、本件切れ間の手前で一旦停止して周囲の安全確認を行っていた。</p> <p>船長Aは、本事故時、出航船に餌を渡すことを、船長Bに伝えておらず、また、停止しようとした場所は、ふだん安全確認のために停止していた場所よりも北方であった。</p> <p>船長Bは、本件切れ間までは距離があるので、A船はまだ減速しないだろうと思っていた。</p> <p>船長A及び船長Bは、自動膨脹式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは船外機のスロットルを閉じてから出航船に救助されるまでの間について、船長Bは衝突の瞬間について、いずれも記憶がない。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A 不明、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件船揚場北方沖において、本件切れ間の手前で出航船に餌を渡すつもりで減速した際、B船と衝突し、船長Aが落水したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船外機のスロットルを閉じてから出航船に救助されるまでの記憶がないことから、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、本件船揚場北方沖をA船に追従して南進中、船長Bが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が減速したことに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本件切れ間までは距離があるので、A船はまだ減速しないものと思い、棚からずれ出て蓋を被せていない釣り道具箱の収納に意識を向けていたことから、前路の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件船揚場北方沖をB船がA船に追従して南進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は思い込みで他船の動静を決めつけることなく、見張りを

適切に行うこと。

付図 1 事故発生経過概略図

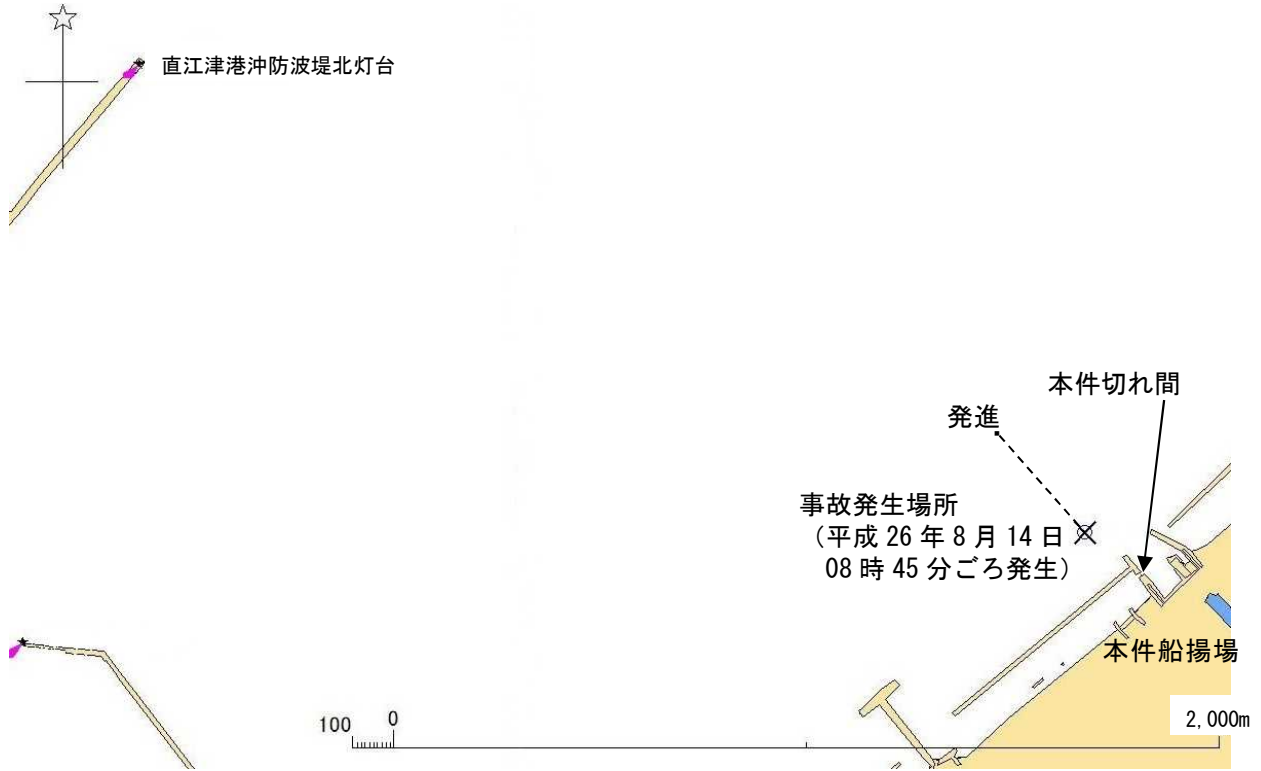


写真1 A船の状況

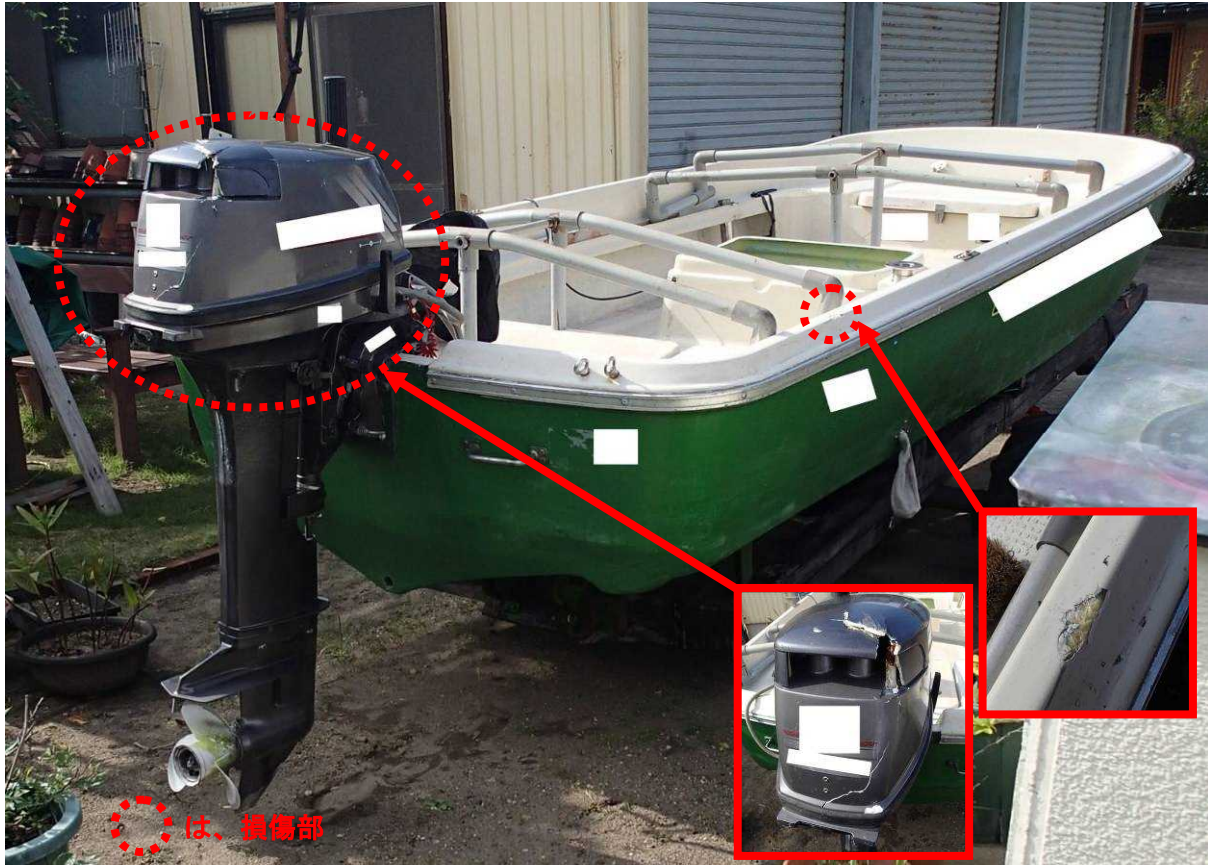


写真2 B船の状況



釣り道具箱を置いていた棚